

報告第18号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年11月21日提出

新城市長 穂積亮次

専決第12号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年9月26日専決

新城市長 穂積亮次

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成29年7月25日 午後1時58分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 新城市門谷字東羽根地内 主要地方道長篠東栄線 |
| 3 | 賠償する相手方 | 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 大村秀章 |
| 4 | 事故の概要 | 公用車が走行中にスリップしてガードレールに衝突し、ガードレール及び支柱を破損した。 |
| 5 | 損害賠償額 | 384,480円 |